○内閣府令第四十三号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（食品表示対策室及び保健表示室） **第八条**　食品表示課に、食品表示対策室及び保健表示室を置く。 ［2・3　略］ 4‖　保健表示室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十三条第一項に規定する特別用途表示及び同法第六十五条第一項に規定する表示に関すること（表示対策課の所掌に属するものを除く。）。 二　食品表示法第四条第六項に規定する食品表示基準に関すること（栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に限り、食品表示対策室の所掌に属するものを除く。）。 5‖　保健表示室に、室長を置く。	（食品表示対策室） **第八条**　食品表示課に、食品表示対策室を置く。 ［2・3　同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［項を加える。］

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第四十四号

こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）及びこども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）を実施するため、こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

こども家庭庁組織規則の一部を改正する内閣府令

こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（企画官及び少子化対策企画官） **第二条**　長官官房に、企画官及び少子化対策企画官それぞれ一人を置く。 2‖　企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務を行う。 3‖　［略］	（少子化対策企画官） **第二条**　長官官房に、少子化対策企画官一人を置く。 ［項を加える。］ 2‖　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、公布の日から施行する。